

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第5（第42条関係）		別表第5（第42条関係）	
略		略	
8 条例別表第10号から第13号まで及び第15号に掲げる事業	ア及びイ 略 ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号） <u>第20条第3項若しくは第21条第3項の規定による許可又は同法第33条第2項の規定による命令</u>	8 条例別表第10号から第13号まで及び第15号に掲げる事業	ア及びイ 略 ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号） <u>第13条第3項若しくは第14条第3項の規定による許可又は同法第26条第2項の規定による命令</u>
略		略	

附 則

この規則は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日から施行する。